



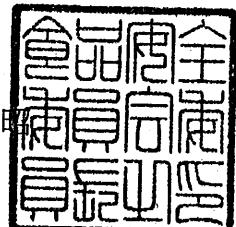
府食第322号  
平成15年11月21日

農林水産大臣

亀井 善之 殿

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭



平成15年11月11日付け15消安第3366号における飼料の基準・規格の改正及び肥料の公定規格の変更に係る食品健康影響評価の結果の通知について

平成15年11月11日付け15消安第3366号をもって貴省より当委員会に対し意見を求められた食品健康影響評価の結果は下記のとおりですので通知します。

記

本件食品健康影響評価の結果は、厚生労働大臣から当委員会に意見を求められた「伝達性海綿状脳症に関する牛のせき柱を含む食品等の安全性確保」に対して平成15年9月11日付け府食第101号をもって厚生労働大臣に通知した「背根神経節のリスクについてはせき髄と同程度であると考えられる」との食品健康影響評価の結果と同一である。

また、本件評価結果に基づき、背根神経節を含むせき柱について特定危険部位に相当する対応を講じることが適当であると考える。

なお、科学的知見の収集に努めるとともに、それらの知見に基づき、本件食品健康影響評価について適宜見直しを行っていくことが必要であると考える。